情報館

【情報館】●特にことわりのないものは1月4日㈭から申し込みを受け付けます。

お知らせします

税の夜間・休日特別納税窓口を開設

市税を夜間・休日に納税できます。期間中は、電話による納税相談も受け付けます。

とき ▼夜間…1月26日㈮、29日㈪～31日㈬／いずれも午後5時～8時▼休日…1月28日㈰／午前8時30分～午後5時

ところ 市役所2階・収税課

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税等

問い合わせ 収税課（☎2998-9409・FAX2998-9073）

難病見舞金のお知らせ

市では、難病で療養中の方に対して、1年度ごとに1回25,000円の見舞金を申請に基づいて支給しています。

対象 「指定（特定）疾患医療受給者証」の交付を受けている市内在住の方（平成18年度所沢市重度心身障害福祉手当の受給者を除く）

持ち物 ▼「指定（特定）疾患医療受給者証」▼印鑑▼振込先金融機関（郵便局を除く）の本支店名・口座番号がわかるもの

◎18歳以上の方は本人の口座、18歳未満の方は本人または保護者の口座とします。

申請期限 3月30日㈮まで

◎申請は、毎年度必要です。

申し込み・問い合わせ 障害福祉課（☎2998-9116・FAX2998-1147）

国民健康保険税の夜間特別納税窓口を開設

国民健康保険税を夜間に納税できます。日中に時間がとれない方はご利用ください。期間中は、電話による納税相談も受け付けています。

とき 1月29日㈪～31日㈬／午後5時～8時

ところ 市役所1階・国保年金課

問い合わせ 国保年金課（☎2998-9061・FAX2998-9131）

国民年金保険料の納付は便利な口座振替で

国民年金保険料は、納付書に現金を添えて金融機関等の窓口で納めていただく方法と、口座振替で納める方法があります。

口座振替をお申し込みいただくと毎月金融機関等に出向く手間が省けてとても便利です。口座振替は、1年分または半年分を前払いして、一定の割合で割引になる「前納制度」を利用できるほか、「当月引き落とし」による毎月納付でも50円割引になる制度があります。

詳しくは、所沢社会保険事務所へお問い合わせください。

【口座振替の手続き】

手続き先 金融機関等の窓口

必要なもの ①年金手帳や納付書②預（貯）金通帳③通帳届出印④口座振替納付申出書

◎口座振替納付申出書は、金融機関等の窓口に備え付けているほか、納付書にもつづられています。

問い合わせ 所沢社会保険事務所（☎2998-0100・FAX2992-3119）

特設相談のお知らせ

相談は無料で、秘密は厳守します。

■特設人権相談

法務省から委嘱された人権擁護委員およびさいたま地方法務局所沢支局職員が、不当な扱いや人権侵害について相談をお受けします。

とき／ところ 1月16日㈫・午前10時～11時30分、午後1時～3時30分／市役所1階・市民相談課

問い合わせ さいたま地方法務局所沢支局（☎2992-2677・FAX2995-4040）、市民相談課（☎2998-9092・FAX2998-9041）

■特設行政相談

総務省から委嘱された行政相談委員および関東管区行政評価局行政相談官が、国などの行政機関への苦情や要望について相談をお受けします。

とき／ところ 1月26日㈮・午前10時～11時30分、午後1時～3時30分／市役所1階・市民相談課

問い合わせ 市民相談課（☎2998-9092・FAX2998-9041）

下水道排水設備指定工事店の指定・変更および廃止

■11月1日付け指定

▼けーあい設備（北中3-33-1／☎2923-4734）

■次の工事店の所在地および連絡先が変更

▼㈲ケーワイエンジニアリング（伊奈町小室8919-4／☎048-721-8855／変更前…さいたま市北区宮原町4-55-23／☎048-663-0818）

■次の工事店の店名が変更

▼㈱アイトップ（狭山市入間川2-21-24／☎04-2952-2274／変更前…㈲伊藤ポンプ店）▼ミサワ西関東建設㈱（上尾市瓦葺790-1／☎048-721-8411／変更前…㈱ホームイング埼玉）

■次の工事店は事業を廃止

㈲ケーアイ興建

問い合わせ 下水道総務課（☎2998-9213・FAX2998-9408）

麻しん・風しんの予防接種

予防接種法の改正により、生後90か月未満の乳児に対する麻しんおよび風しん単独ワクチンの公費負担による接種は、3月31日㈯で終了となります。

ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

問い合わせ 保健センター母子保健課（☎2991-1811・FAX2995-1178）

中小企業経営者向け金融・経営無料よろず相談会

埼玉県信用保証協会の職員（中小企業診断士）による、金融・経営全般にかかる相談会です。資金調達や事業経営について、ご相談ください。

とき 1月5日㈮、2月2日㈮／いずれも午後1時30分～4時30分（毎月第1金曜日開催予定）

ところ 市役所2階203会議室

対象 中小企業経営者（個人・法人問わず）

◎申し込み順に相談の予約を受け付けます。相談時間は、約1時間です。

申し込み・問い合わせ 商工労政課（☎2998-9155・FAX2998-9162）へ電話・FAX

元市議会議員 若林太介さん死去

元市議会議員の若林太介さん（72歳／和ヶ原1-3027-13）が、12月4日死去されました。

若林さんは、昭和50年から62年まで市議会議員を3期12年務め、市政を通して地域の発展に尽力されました。

故人のご冥福をお祈りいたします。

児童手当制度のお知らせ

●費用等の記載がないものは無料です。

小学校6年生（12歳到達年度末）までの児童を養育している方には児童手当が支給されます（所得制限あり）。児童手当を受給するためには「認定請求書」の提出が必要です。出生、転入等により新たに受給資格が生じた方や、現在手当を受給されている方で、新たに対象となる児童が増えた方は、子ども支援課へ申請してください。

児童手当の支給開始・手当額改定は、認定請求書を提出した日の属する月の翌月分からです。さかのぼって支給することはできませんので、手続きが遅れないようにご注意ください。

手当月額 ▶第1子…5,000円▶第2子…5,000円▶第3子以降…10,000円

◎18歳未満の児童から数えます。

【申請に必要なもの】

■全員が必要なもの

▶印鑑▶申請者名義の口座（郵便局以外の普通預金口座）のわかるもの▶申請者の勤務先の名称、所在地、電話番号

■厚生年金等加入の方のみ必要なもの

▶申請者の健康保険被保険者証（原本またはそのコピーを1部）

◎これにかえて、後日年金加入証明書を提出することができます。

■平成18年1月1日に所沢市に住所がなかった方が必要なもの

▶所得証明書（前住所地の市区町村が発行する「児童手当用所得証明書」に限ります。後日提出することもできます。源泉徴収票、給与証明書は不可）

◎現在、手当を受給されている方で、出生等により新たに対象となる児童に関する申請をされる方は、印鑑のみをご用意ください。また、公務員の方（独立行政法人等勤務者を除く）は、勤務先で申請してください。なお、そのほか、必要に応じてご提出いただく書類があります。

■平成18年度所得制限限度額表（平成17年中の所得）

平成17年中の扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	
	児童手当（申請時、国民年金加入者・未加入者）	特例給付（申請時、厚生年金加入者）
0人	468.0	540.0
1人	506.0	578.0
2人	544.0	616.0
3人	582.0	654.0
4人	620.0	692.0

◎政令上は、一律控除後の所得額で規定されています。平成17年分の所得額から、下記の諸控除全額を差し引いた後の額を左表の限度額表に当てはめ、申請の際の参考にしてください。

諸控除金額

▶老人扶養控除…6万円▶障害者控除…27万円▶特別障害者控除…40万円
▶寡婦・寡夫控除…27万円▶特別寡婦控除…35万円▶勤労学生控除…27万円
▶雑損控除・医療費控除・小規模企業共済掛金控除…それぞれの控除額

◎詳細は、市ホームページでご覧いただけます。

申請先・問い合わせ 市役所1階・子ども支援課（☎2998-9124・FAX2998-1147）